

日本原子力研究開発機構 令和4年度
工事契約に関する入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和4年12月14日(水) 13:30～16:00 機構本部入札室2及び3(リモート会議併用)	
委員	委員長: 金利昭(茨城大学名誉教授) 委員: 武田彩織(弁護士) 委員: 田中豊明(元茨城県職員)	
審議対象期間	令和3年10月1日～令和4年9月30日	
抽出案件(合計)	3件	備考) 抽出案件の個別審議については、 別紙のとおり。
工事(小計)	2件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	1件	
一般競争入札(上記工事を除く)	1件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約(確認公募)	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

番号	契約種別	契約方式	建設工事及び設計・コンサルティング業務
(1)	設計・コンサルティング業務	一般競争入札	TWTF α 系統合焼却炉建家実施設計業務Ⅱ
(2)	建設工事	一般競争入札	3 福島 放射性物質分析・研究施設第2棟 新築工事
(3)	建設工事	一般競争入札	R3 サイクル研 第三ウラン貯蔵庫機械設備工事

意見・質問	回答
<p>1. 日本原子力研究開発機構において令和3年10月1日～令和4年9月30日に発注した建設工事について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額が昨年と比較して2倍近いとのことだが、大型案件が一定の期間に集中することについて企業から苦情があった等の問題は無いのか。分散すれば受注者側の負担も減るのではないかと。（金委員長） 工事種別の中に「機械設備」という項目は無いのか。（金委員長） 工事種別の内、「塗装」に関する契約の落札率が他に比べて低いが、考えられる理由はあるか。入札結果を踏まえ、予定価格の設定を見直すということも検討しても良いのではないかと。（金委員長） <p>2. 日本原子力研究開発機構において令和3年10月1日～令和4年9月30日に発注した設計・コンサルティング業務について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌延拠点の環境調査に関する案件のように毎年一者応札が続いている案件に対して途中から参入してくるということは難しいのか。（武田委員） 幌延拠点で対応できる企業数の調査、把握はしているのか（田中委員） 当該期間における設計共同事業体への発注は1案件のみであるか。これまでも実施している例はあるのか。（金委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、福島拠点における案件については、国の1F廃炉プロジェクトの中で実施しているものであり機構で発注スケジュールを調整できる状況になかったが、特に企業からの苦情等は無かった。 国交省の工種区分に基づいて当機構でも発注しており、機械設備については「管工事」に分類されている。 塗装工事については多くの地元企業が入札へ参加する傾向にあり、競合他社が多くなり競争性が高まることから、こういった結果になっていると考えている。予定価格については積算基準に従って適正な価格を設定しているが、いただいた御意見については積算担当部署にも伝えたい。 <ul style="list-style-type: none"> 長年実績のある企業が受注している案件については途中から参入してくるのは難しいと考えている。幌延拠点については土地柄、案件に対応できる企業が少ないということも考えられる。 調査を実施しているが、幌延拠点で対応できる企業の絶対数が少ないのが現状である。 1案件のみである。また過去も実施例はあるものの、常日頃発注しているわけではない。

<p>3. 令和3年10月1日～令和4年9月30日に実施した文部科学省所管における指名停止等の措置状況について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に注意しなければならないパターンなどの傾向はあるか。（金委員長） <p>4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における個別抽出案件の審議</p> <p>(1) 【一者応札】「TWTF α 系統合焼却炉建家実施設計業務Ⅱ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な建築設計であると、基本計画、実施設計、詳細設計という段階を踏んでいくと思われるが、本件は実施設計Ⅰの内容は建家基本計画、実施設計Ⅱの内容は建家詳細計画となっており、共に「実施設計」という用語を使っている。ⅠとⅡで同じ用語を使って「基本計画」と「実施設計」というように使い分けるものなのか。（金委員長） ・通常は同じ実施設計であれば同一企業が実施するが、実施設計Ⅰは本件実施設計Ⅱとは別の企業が担当したのか。またその企業は共同事業体ではないのか。（金委員長） ・共同事業体の中での業務分担及び出資比率はどのようになっているのか。（金委員長） ・共同事業体で設計を行う場合のガイドライン等はあるのか。（金委員長） ・本件について、実施設計Ⅰを行った企業との随意契約にはならなかったのか。（金委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格が低入札調査基準価格を下回り、低入札価格調査を実施する中で辞退するというケースはあり得る。 ・本件においてはⅠもⅡも実施設計の一環としての業務であり、その業務を分割して実施したため、用語は同一となっている。 ・実施設計Ⅰは実施設計Ⅱとは別の企業が担当しており、単独受注である。 ・本件の場合、建築設備設計会社と意匠設計及び構造設計担当会社との構成比はおよそ3対7である。 ・共同事業体に係る運用基準を設けている。基本的に構成員がそれぞれ国の競争参加資格を満たせば共同事業体として参加可能である。 ・このような連続性がある業務の場合、確認公募手続により一定の競争性を担保しつつ随意契約を行うこととなるが、本件においては実施設計Ⅰを実施した企業と交渉するも折り合わなかった。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計Ⅰは単独での設計であるが、これは共同事業体として実施すべき案件にはなっていないかった、ということか。(金委員長) ・意匠設計及び構造設計を担当した企業は規模の大きな企業であり、単独でも実施できるように思われるが、何か共同事業体での実施となった事情があるのか。(金委員長) ・令和2年度と令和4年度で実施設計ⅠとⅡを分けた理由はあるのか。(武田委員) ・共同事業体は基本的に連帯債務であり、何か生じた時に責任分担があるわけではないと思うが、契約書上、構成員が全てにおいて責任を負う定めにはなっているのか。(武田委員) ・規模の小さい企業が構成員となった場合、途中で経営が悪化して事業が止まるケースがまれに発生するため、事業体として責任を負う形が取られていれば安心である。(武田委員) ・実施設計Ⅰを行った企業が受注しなかった事情は把握しているか。技術的な困難性等の事情があるのか。(田中委員) ・今回のような継続性のある契約では、従前の企業が受注できないという場合においても、他の企業が受注できるような体制を構築しておく必要があると考える。(金委員長) (2)【一者応札】「3 福島 放射性物質分析・研究施設第2棟 新築工事」 ・入札説明書交付者数が6社ということだが、仮に全社応札申請を行った場合、技術的要件は満たしているということになるのか。(武田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計Ⅰについては結果として単独受注となったが、特に共同事業体の参入を制限はしていない。 ・設備設計についてはメーカーが行うことが多く、原子力施設の負圧管理を行う特殊な設備の設計を行うことができる企業は非常に限られている。本件の契約先は、大手だが、設備設計は自社のみでは対応が困難であった。 ・それぞれ予算が確保できたタイミングで実施している。 ・契約条項上の責任に係る定めは全て「受注者が負担するもの」と規定しており、受注者である共同事業体を構成する各社が連帯して責任を負うことと規定している。 ・承知した。今後も契約上の責任所在は明確にして対応していきたい。 ・契約条件の面で折り合わなかった。技術的な面での理由ではないと考えている。 ・承知した。なお、本件についても、実施設計Ⅱを受注した者に対して十分に引継ぎを行うなど円滑に業務が行われるよう配慮している。 ・6社は公告資料をダウンロードした企業であるが、大手に限らず様々な企業がダウンロードしていたため、6社全てが技術的要件を満たしているわけではないと推測される。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ（意欲度調査）をされた企業は何社くらいか。（武田委員） ・応札者以外は積極的ではなかったのか。（武田委員） ・施工体制確認型方式で審査をされているが、それは人的な部分かそれとも技術的な部分の確認をされているのか。（武田委員） ・入札を2回しているが1回目は予定価格を超過したことからもう1度入札を行ったということか。（武田委員） ・2回目の入札で金額を下げているがその間何か働きかけ等はされたのか。（武田委員） ・今回の入札条件はJVが入れるような要件にしているのか。（田中委員） ・JVによる入札を可能とするのは、どういう場合の工事契約に適用しているのか。（田中委員） ・工事金額によってJV構成社数に一定の決まり（要領）があると伺ったが、今回は何社で設定されたのか。（田中委員） ・JVに関する要領と照らして本工事は仮に2社構成あるいは単体でも問題ないという理解で良いか。（田中委員） ・技術的観点からJVを可能とすることで多数の社が対応できるような工夫はされているように感じた。そのような体制は評価できる。（田中委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・合計15社に意欲度調査を実施した。 ・意欲を示す社もあったが、現場が福島の帰還困難区域であり、技術者や資材確保の難しさ、また各社の既存手持工事の工程等の影響で最終的に1社のみに応札となった。 ・品質確保や施工の実効性がメインになるため技術的な部分を10項目で確認している。本工事では、契約先は全て適合となった。 ・そのとおりである。 ・行っていない。企業の落札への意欲が現れたものと推測している。 ・JVによる応札も可としている。 ・工事契約については全ての入札対象案件でJVによる応札を可としている。 ・本工事は「3社以内」と設定した。 ・ルール上は原則予算額に応じて構成社数に決まりを定めている。本工事はヒアリング等で企業の技術力等を直接確認し、JVを構成しなくても十分に施工可能という評価を行ったため、問題ないものと判断した。 ・今後も高難易度の工事でもできる限り多くの社が応札できるように入札要件を工夫する努力は継続していきたい。
---	---

<p>(3) 【低入札】「R3 サイクル研 第三ウラン貯蔵庫機械設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格要領に基づくと本案件の競争参加資格となる一般競争参加資格の認定した数値に係る経営事項審査値は「1,100 点以上」となるはずだが、「700 点以上」に引き下げた理由を説明願う。(田中委員) ・低入札価格の基準について説明願う。(田中委員) ・低入札価格調査の実施概要に記載のある理由(①～③)を見ると確かに安く受注できると思うが、これだけで予定価格と3,000万円程の差が出るとは思えない。当該入札金額の妥当性についてご説明いただきたい。(田中委員) <ul style="list-style-type: none"> ①工事場所近傍に営業所・資材置き場を構えており、資機材の仮置きが可能な点 ②敷地内に別作業の作業事務所を設けており、本工事でも活用できる点 ③北関東エリア内から協力企業を選定することで資機材及び労務者を近辺から確保できる点 ・低入札によって意図的に労務費単価が下げられたりするとダンピング受注等問題となってしまうがそのあたりについては問題ないと考えているか。(田中委員) ・予定価格を高め設定してしまったといった問題は考えられないか。(武田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件については1回目の入札公告で「1,100 点以上」として資格を設定したが、1社だけの応札となり、結果として不調となった。そのため、2回目の公告では「700 点以上」として競争性の拡大を図ったが、単に拡大するのではなく、中央方式の空調換気設備工事の実績等、必要最低限と考えている一定の技術を有した企業が参入できるよう対策を講じた。経営事項審査値の引き下げ及び技術条件の緩和を併せたことにより競争性が高まったと考えている。 ・(低入札価格調査実施要領に基づき、基準の説明を行った。) ・入札額を予定価格と比較した結果、①～③の理由により共通費の項目で約1,000万円の差があることが分かった。また、資機材であるダクト設備については、予定価格と比較して約1,800万円の差が見られ、受注企業が日頃から取引のある製造メーカーから企業努力により安く仕入れることが出来たのではないかと考えている。 ・労務費を削ってしまうと協力企業が集まらないといった問題が発生するため、そういったことは無いと考えている。 ・1回目の不調という結果を受け、入札価格との比較検討を行った。ちょうどその頃、コロナが多少の収まりを見せ、経済活動が動き始めたことに伴い、資機材の高騰が始まった時期であった。見積を徴取する等により適正な価格を設定したため問題ないと考えているが、そのあたりの金額的な想定が難しかったという部分はある。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・4社の入札額は予定価格に収まっているものの、1社の入札額が予定価格と大幅に開きがある。この開きについて何か理由があるのか。(金委員長) ・本案件については結果として1番の大企業が落札をすることはなかったが、他の企業でも履行上の問題はなかったと考えているか。(金委員長) <p>5. その他</p> <p>(1) 指名停止等措置に係る再苦情の申立状況について</p> <p style="text-align: center;">(該当なし)</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業務に当たっては、一者応札の問題や契約が公正になされているか、適正な価格かどうか、地元企業や地域経済への貢献など多種多様な観点があると考えているが、中でも新型コロナウイルスの世界的流行や東日本大震災による被害に代表されるようないわゆるサプライチェーンが切れた際のリスク対応という観点ではどのように契約業務に反映しているのか、方針があるのかご説明いただきたい。(金委員長) ・今回の抽出案件でも対象となったが、随意契約を予定していたのに様々な理由が重なって契約に至らなかった。今回は別に対応することが出来る企業があったが、そういった場合に対応することの出来る企業を育 	<ul style="list-style-type: none"> ・4社の中で1番の大企業であることから単価がそれなりに高いのではないかと考えている。なお、1回目の公告に応札してきたものの不調となった社も同社である。 ・大企業であれば安心できるという面はあるものの、本案件についてはそれほど難易度の高い工事ではないため、他の企業でも技術的に問題は無かったと考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、契約手続きに当たっては色々な縛りがある状態である。例えば原子力という分野であることから一定以上の特殊な経験が求められており、なかなか新規参入が厳しいという現実がある。また機構の1つ1つの仕事は予算の制約があり、入札不調という問題も生じている中で何とか契約業務を改善すべく日々取り組んでいる最中である。特に一者応札の問題があるが、正直なところ現状は「結果として一者応札になった」という受け身姿勢である。だがその1社しかいないということを事前に把握できるのであれば、確認公募や随意契約への移行を図ることで不要な不調を減らすことができることとなり、価格・契約交渉の中で時間をかけて契約に関する問題点を解消することが出来ればトラブルも減ることとなり、リスクマネジメントにつながるのではないかと考えている。 ・機構でも技術的な理由により随意契約としている企業、案件があるが、万が一その企業が仕事を引き受けてくれなくなったり、またこういう時世柄、急遽倒産をしたりする可能性も考えられる。そういつ
--	--

成するなど中長期的な観点から考えることが大事である。(金委員長)

たリスクに備えて契約相手先となる候補を広げること、育成することを現場には強く訴えている。例えばそういった企業が地元である茨城県内に生まれることとなれば、機構が研究開発業務を行うにあたり中長期的な観点で契約相手先として心強いパートナーになると考えている。

6. 講 評

(審議講評要旨)

日本原子力研究開発機構が、令和3年10月1日から令和4年9月30日までに発注契約した「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る発注契約の手続きの適格性について、抽出案件の審議を通じて審査した結果、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨に沿って適正に行われていることを確認した。(金委員長)